

燕市告示第 126 号

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

燕市長 鈴木 力

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の安全及び安心を確保するため、燕市が行う空き家・空き地活用バンク事業に基づき、管理不全空き家等を解体又は改修し、空き家・空き地活用バンクに登録する者に対し、予算の範囲内において、燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理不全空き家等 燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則(平成27年燕市規則第20号)第4条により、管理不全空き家等に認定された建物をいう。
- (2) 空き家・空き地活用バンク 燕市空き家・空き地活用バンク実施要綱(令和6年8月26日告示第362号)第2条第5号に規定するものをいう。
- (3) 助成対象空き家等 管理不全空き家等を含んだ敷地内全ての工作物及び竹木であって、撤去することにより隣地に影響を及ぼす工作物を除いたものをいう。
- (4) 市内事業者 解体工事又は建築関連工事を仕事として請け負う者であって、市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、助成対象空き家等の解体又は改修工事を実施するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 助成対象空き家等の所有者若しくは所有者の3親等以内の親族若しくはそれらの相続人又は助成対象空き家等に係る固定資産税の納税義務者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する者でないもの
- (4) 燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号)(以下「条例」という。)第13条の規定による改善の助言及び指導を受けた者

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、助成対象空き家等の撤去及び処分に係る解体工事又は改修工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内事業者に請け負わせる工事
- (2) 消費税及び地方消費税相当額を除いた助成対象事業に係る費用(以下「助成対象事業費」という。)が30万円以上の工事
- (3) 第9条の交付決定通知を受けた後に着手する工事

(助成金の額)

第5条 解体工事の場合の助成金の額は、助成対象事業費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

- 2 改修工事の場合の助成金の額は、助成対象事業費の3分の1以内の額とし、30万円を上限とする。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 条例第13条の規定による改善の助言及び指導を受けた日から3年以内に、

解体又は改修により改善する場合は、前項までの規定にかかわらず、次の各号に規定する額を助成金の額に加算するものとする。ただし、助成対象者の負担する助成対象事業費の額が、助成対象事業費の5分の1未満になる場合は、助成対象者の負担する助成対象事業費の額が5分の1となるように加算額を減じるものとする。

(1) 解体工事の場合 25万円

(2) 改修工事の場合 20万円

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、速やかに助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る助成対象事業費の事項につき修正を加えて、助成金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第8条 助成対象空き家等を撤去した土地又は改修した空き家は、申請者が第11条に規定する実績報告を行う前に、空き家・空き地活用バンクに登録されているものとする。ただし、その土地に国有地又は公有地がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、申請者は、当該土地の管理者との協議により定めた方法で、その土地を適正に管理するものとする。

3 第1項の規定によるもののほか、市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第 9 条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金交付決定通知書(様式第 2 号)にその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときは、燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金不交付決定通知書(様式第 3 号)にその旨及び理由を記載し、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成対象事業の変更)

第 10 条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金変更承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合においては、第 7 条から前条までの規定を準用する。

3 市長は、第 1 項の承認をしたときは、燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金変更承認通知書(様式第 5 号)により、速やかに助成対象者に通知するものとする。

(実績の報告)

第 11 条 助成対象者は、助成対象事業を完了したときは、速やかに燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金実績報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受け、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容が適当であると認めるときは、燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金確定通知書(様式第 7 号)により助成対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 12 条 助成対象者は、前条の規定による助成金の確定の通知を受けたときは、速やかに燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金請求書(様式第 8 号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、前項の交付の請求を行うに当たっては、その助成金の受領を助成対象事業の施工事業者に委任することができる。この場合におい

て、請求書に助成金の代理受領に係る委任状(様式第9号)を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求書の提出があった日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が助成金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金交付決定取消通知書(様式第10号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し、燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

熱市管理不全空き家等解体・改修費助成金

交付申請書

年 月 日

熱市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()

私は、熱市管理不全空き家等解体・改修費助成金の交付を受けたいので必要書類を添えて申請します。

記

助成対象空き家の所有者	1 申請者と同じ 2 申請者の親族(申請者との関係:) 住所 氏名		
助成対象空き家の所在地	熱市	建物種別	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外
管理不全空き家等整理番号・認定日	第 ー ー 号 ・ 年 月 日		
事業種別	<input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 改修工事		
助成対象事業費 (消費税相当額を除く)	円		
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
施工事業者	住所・所在地		
	氏名・名称		
助成金代理受領	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない		

※助成金の代理受領を利用する場合は必ず予め施工事業者の同意を得ること

<p>必要書類</p>	<p>1. 建物の所有者を確認できる書類で、次のいずれかのもの ア 固定資産税等納税通知書及び課税明細書の写し イ 家屋名寄帳の写し ウ 建物登記事項証明書の写し</p> <p>2. 見積書の写し</p> <p>3. 住宅の位置図(住宅地図等)</p> <p>◆以下は所有者と申請者が異なる場合に提出が必要です。</p> <p>4. 所有者と申請者の関係を確認できる書類(戸籍謄本等) ※両者が燕市内に住所を有する場合は省略可</p>
<p style="text-align: center;">同意書</p> <p>私は、申請人資格等が適格であることを証する書類添付の代わりに、市において、戸籍、住民記録、滞納状況の調査を行うことに同意します。また、市の調査員が敷地内に立ち入り、事業内容の確認を行うことについても同意します。</p> <p style="text-align: center;">(申請者) 氏名.....(印)</p> <p style="text-align: center;">(所有者) 氏名.....(印)</p> <p style="text-align: center;">※申請者と所有者が同じ場合は申請者欄のみ署名押印</p>	

様式第2号(第9条関係)

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金

交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

燕市長

年 月 日付けで交付申請のあった燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金については、審査の結果、次のとおり交付決定したので、通知します。

1 交付決定額円

2 助成金の交付の条件は次のとおりとする

様式第3号(第9条関係)

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金

不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

燕市長

年 月 日付けで交付申請のあった燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金については、審査の結果、次のとおり不交付決定したので、通知します。

1 不交付の理由

様式第4号(第10条関係)

燕市管理不全空き家等解体・改修奨助成金

変更承認申請書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号 ()

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた燕市管理不全空き家等解体・改修奨助成金について次のとおり変更したいので申請します。

記

交付決定額	円
変更助成対象事業費	円 (消費税相当額を除く)
変更交付申請額	円
変更事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更内容・理由	
必要書類	1. 見積書(請求書)の写し 2. その他市長が必要と認めるもの

様式第5号(第10案関係)

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金
変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

燕市長

年 月 日付けで変更承認申請のあった燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金については、審査の結果、次のとおり承認したので、通知します。

1 助成金の交付決定額円

2 変更後の助成金の額円

3 助成金の交付の条件は次のとおりとする

様式第6号(第11条関係)

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金

実績報告書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号 ()

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金に係る助成対象事業及び燕市空き家・空き地活用バンクの登録が完了したので、必要書類を添えて報告します。

記

助成対象空き家の所有者	1 申請者と同じ 2 申請者の親族(申請者との関係:) 住所 氏名
助成対象空き家の所在地	燕市
管理不全空き家等整理番号・認定日	第 号・ 年 月 日
助成対象事業費 (消費税相当額を除く)	円
助成金の額	円
空き地バンク登録番号・登録年月日	第 号・ 年 月 日
必要書類	1. 領収書の写し 2. 事業内訳書 ※対象事業内容と金額の内訳がわかるもの。 3. 事業前後の写真 ※事業前の写真にあっては交付決定後の日付があるもの。 4. その他市長が必要と認めるもの

様式第7号(第11条関係)

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金

確定通知書

第 号
年 月 日

様

燕市長

年 月 日付けで実績報告のあった燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金について、審査の結果、次のとおり確定したので通知します。

1 助成金の額円

様式第8号(第12条関係)

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金

請求書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住所
氏名 ①
電話番号 ()

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金を、次のとおり請求します。

1 助成金請求額円

※添付書類

振込先金融機関の通帳の写し(表紙の裏ページ)

年 月 日

（宛先） 蕪市長

委任者 住 所
氏 名

助成金の代理受領に係る委任状

私は、 年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた蕪市管理不全空き家等解体・改修費助成金に係る受領について、次の受任者に委任します。なお、助成金は受任者が指定する次の口座に振り込んでください。

受任者（助成対象事業の施工事業者）

事業者 住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____

□ 座 振 込 先	金融機関名	
	本店・支店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	□ 座 番 号	
	フリガナ	
	□ 座 名 義 人	

様式第10号(第14条関係)

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金

交付決定取消通知書

第 号

年 月 日

様

燕市長

年 月 日付けで交付決定のあった燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので、通知します。

1 交付決定額円

2 交付決定取消額円

3 取消しの理由

様式第11号(第15条関係)

燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金

返還命令書

第 号

年 月 日

様

燕市長

年 月 日付けで燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金の
交付決定取消通知をした部分で、既に交付された助成金について、次のとお
り返還してください。

1 返還額円

2 返還期限 年 月 日

3 返還理由